# 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

平成28年10月1日より短時間労働者の適用が始まります。

つきましては、特定適用事業所に勤務し、適用拡大の対象となる短時間労働者は下記の通り届出が 必要となりますので、お知らせいたします。

記

- ○特定適用事業所に勤務する短時間労働者が資格取得する場合
  - ⇒資格取得届の備考欄に「短時間労働者」とご記入ください。



- ○事業所が特定適用事業所に該当(不該当)した場合
  - ⇒「特定適用事業所 該当/不該当届」(ホームページに掲載)をご提出ください。
- ○特定適用事業所に勤務する被保険者の雇用形態が「通常の労働者」から「短時間労働者」に変更 した場合、または「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合
  - ⇒「被保険者区分変更届」(ホームページに掲載)をご提出ください。
- ○短時間労働者の月額変更届(育児休業等終了後月額変更届・産前産後休業終了後月額変更届)は 欄外に「短時間労働者」とご記入下さい。

<ご不明な点につきましては、下記までお問い合せください>

大阪薬業健康保険組合 適 用 課 Tm 06 - 6941 - 5004

神戸支部 TEL 078 - 221 - 6100

京都支部 1年 075 - 801 - 2905

大阪薬業厚生年金基金 適 用 課 Tu 06 - 6945 - 1021

(I)

# 短時間労働者の社会保険の適用拡大について

平成24年8月10日に成立した年金機能強化法に基づき、平成28年10月から健康保険、厚生年金保険を適用するための要件を拡大し、以下の要件に該当する者を被保険者とすることとなった。

短時間労働者・・・事業所に雇用されるパート、アルバイト、嘱託社員、契約社員など

## 短時間労働者を被保険者として適用する5つの要件

①週所定 労働時間 20 時間以上 ②月額賃金 8.8 万円以上 (概ね年収106 万円以上)

③勤務期間 1年以上見込 ④学生は除く

⑤ 従 業 員 数 501 人以上 の企業

### ①所定労働時間が週20時間以上であること

- (1)所定労働時間が1カ月単位で定められている場合は、1ヵ月の所定労働時間を12分の52で除して1週間の労働時間を算定する。
- (2) 特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、特定の月を除いた通常の月で上記により算定する。
- (3)所定労働時間が1年単位で定められている場合は、1年間の所定労働時間を52で除して算定する。
- (4)1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合は加重平均により算定。

### ②賃金の月額が8.8万円(概ね年収106万円)以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算した額が88,000円以上である場合をいう。ただし、次に掲げるものは除く

- ・臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)及び1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ・時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ・最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当等)
- ※資格取得届・算定基礎届等に記載する報酬月額には、一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる 賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等を含める。

### ③勤務期間が1年以上見込まれること

- 1年以上見込まれるとは、
- (1)期間の定めがなく雇用される場合
- (2)雇用期間が1年以上である場合
- (3) 雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合
  - ・雇用契約書その他書面において、その契約が更新される旨又は更新される可能性がある旨明示されている場合。
  - ・当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者について、更新等により1年以上雇用された実績がある場合。

#### ④学生を適用除外とすること

大学、高等学校、専修学校の他、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)、各資格職の養成学校 などの教育施設に在学する生徒又は学生は適用対象外。ただし、次に掲げる者は被保険者となる。

- ・卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き当該事業所に勤務する 予定の者。
- ・休学中の者。
- ・大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者。

#### ⑤従業員数が 501 人以上の企業(特定適用事業所)を強制適用対象とすること

特定適用事業所とは常時500人を超える従業員を雇用する事業所をいう。

- (a) 常時 500 人を超えるとは、1年の内 6ヵ月以上 500 人を超えることが見込まれる場合。
- (b)法人事業所の場合、法人番号を同じくする適用事業所の人数を合計する。同一の個人が複数法人の 事業主を兼ねている場合でも、法人を超えての合計は行わない。
- (c)個人事業所は現在の適用事業所を単位とする。